

## 令和8年度愛媛県地域協働推進及びNPO法人育成支援事業委託業務仕様書

### 1 業務名

令和8年度愛媛県地域協働推進及びNPO法人育成支援事業委託業務

### 2 目的

人口減少や高齢化の進行等により地域コミュニティの衰退が危惧される中、多様化や複雑化が進む県民ニーズに的確に対応するためには、県民・NPO・事業者・行政など各主体が連携・協働して地域課題の解決に取り組むことが不可欠となっているが、その活動主体の弱体化が懸念されている。このため、県では、保健福祉や子どももの健全育成、防災、環境など様々な分野で活動し、地域課題解決の担い手であるNPO法人等の育成支援等に取り組んでいる。

本事業では、協働意識の醸成や協働活動の促進、各主体の顔の見える関係づくりに資するセミナーを通じて、地域協働ネットワークを構築するとともに、協働による地域社会づくりを担うNPO法人等の育成支援を図ることを目的とする。

### 3 委託期間

契約締結の日から令和9年2月26日まで

### 4 業務の内容

#### (1) 講演会、活動報告会及び交流会の開催

##### 【地域協働推進事業】

- ・地域協働ネットワーク構築に向けた講演会の開催

##### 【NPO法人育成支援事業】

- ・「あったか愛媛NPO応援基金」助成団体による活動報告会の開催
- ・NPO法人等交流会の開催

※上記講演会、活動報告会及び交流会（以下、「セミナー」という）を連携して実施することにより、効果的な事業目的の達成を図ること。

#### (2) セミナー概要

①開催時期：令和8年11～12月頃（県と協議のうえ決定）

②開催場所：愛媛県内

（会場については、愛媛県官民共創拠点「E:N BASE」の利用も検討の上、県と協議して決定すること）

③開催形式：集合形式（オンライン併用）

※交流会は会場のみで実施

④受講対象：NPO法人等地域活動団体、中間支援組織、事業者、市町職員、県民等

⑤受講者数：60～80名程度（上限：対面70名程度、オンラインは制限なし）

⑥当日次第（案）

- ・参加者受付
- ・開会
- ・開会挨拶：愛媛県
- ・第1部：協働による地域づくりに関する講演  
（質疑応答を含め60分程度）
- ・第2部：令和7年度あったか愛媛NPO応援基金助成団体の活動報告  
（質疑応答を含め30分程度）
- ・第3部：参加者交流会（40分程度）
- ・閉会

（3）委託業務の内容について

①セミナーの運営

- ア セミナー開催に必要な会場借上げ、会場設営、講師の手配、進行管理等開催に係る一切の業務を行うこと。
- イ 当日配布する講義資料等の作成・印刷を行うこと。
- ウ 委託料には、会場使用に係る経費、講師謝金及び旅費、必要とする資機材、資料等印刷費等のセミナー運営に係る一切の経費を含むこと。

②講師の選定、調整等

ア 第1部：協働による地域づくりに関する講演

- ・講演のテーマは、「地域と一体となった人口減少対策に向けた取組」とし、多様な主体の協働による地域づくりの県外先進事例の発表とすること。

（参考：県内NPO法人の最重点活動上位3分野）

1. 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
2. まちづくりの推進を図る活動
3. 子どもの健全育成を図る活動

※令和7年度県内NPO法人アンケート調査（回答：215法人）より

- ・協働・連携の進め方や、協働による相乗効果等を紹介するなど、参加者の地域づくりにおける「協働意識の醸成」及び「協働活動の促進」につながる内容とすること。
- ・講師の選定にあたっては、県外において、上記テーマに関する先進的な活動を行っている者とし、具体的な講師案を複数名企画提案すること。

（講師の例）

人口減少対策として、出会い・結婚支援、移住促進、女性活躍や仕事と家庭の両立支援等に資する職場環境の整備、多文化共生、多様な人材の定着支援などに取り組むNPO法人、事業者、支援機関等

イ 第2部：令和7年度あったか愛媛NPO応援基金助成団体の活動報告

※参考：令和7年度助成団体（21団体）は別紙のとおり。

- ・ 発表団体の選定（2団体）については県が行う（団体の選定については企画提案に含めない。）こととし、県の選定後、団体への出演交渉や連絡調整等の業務を行うこと。
- ・ 令和7年度助成事業の成果報告を中心に、各団体が他の主体と協働して地域の課題解決に取り組む活動について発表を行うこと。

#### ウ 第3部：参加者交流会

- ・ 参加者が円滑なコミュニケーションを図ることができるよう、サポート役としてNPO法人等を支援する県内中間支援組織で活動する者を1名以上配置すること。
- ・ 参加団体の活動内容や強み、解決したい課題等を共有する機会を設けること。その実施方法等について、企画提案内容に含めること。
- ・ アイスブレイクや参加者間で会話する時間を設ける等、双方向のコミュニケーションを図る企画にすること。
- ・ 東予地域、中予地域、南予地域で活動する団体が圏域をまたいだ交流できるように、グループ分け等を行うこと。
- ・ 交流を円滑に進めるため、飲食物等を用意すること。

#### ③参加者の募集等

ア セミナー参加者募集に係る広報・周知方法を提案すること。

- ・ セミナーの参加者募集に関するチラシを作成するとともに、会場にて集合形式で実施する第3部参加者交流会の参加者確保に向けて、新聞・雑誌・テレビ・インターネット・フリーペーパー・地域情報誌等多様な媒体を活用した効果的な広報を行うこととし、具体的な内容を企画提案すること。

イ 参加者の募集、受付、決定及び連絡を行うこと。

#### ④アンケートの実施

セミナー終了後、本事業の効果を検証するため、アンケート等を実施すること。なお、アンケートの内容については、県と協議のうえ決定すること。また、アンケート結果についてグラフ等を用いて分かりやすく集計・報告を行うこと。

#### ⑤広報・啓発の実施

- ・ セミナー当日の内容等を新聞・雑誌・テレビ・インターネット・フリーペーパー・地域情報誌等多様な媒体を活用し、広報・啓発を行うこと。
- ・ 県ホームページ等に掲載できるセミナー概要（データ又はアーカイブ動画等）を提出すること。

⑥その他、事業目的を達成するために効果的な業務については、提案を妨げない。

## 5 目標KPI

セミナー参加者の満足度（アンケート結果）90%以上

## 6 業務計画書及び報告書の提出

- (1) 受託者は、契約締結後遅滞なく受託者が提案した企画提案書をもとに具体的な業務内容について県と協議の上、委託契約書に定める「業務計画書」を作成して県に提出すること。なお、本業務の趣旨に合致するものであって、本業務の目的達成に資するものと県が認める場合にあつては、委託上限額の範囲内において、県と受託者と協議の上、本業務仕様書を定めることとする。
- (2) 委託業務完了後、委託契約書に定める「実績報告書」を作成し、県の検査を受けること。
- (3) 県は、必要がある場合は、受託者に対して委託業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。
- (4) 県は、業務実施過程で本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合は、受託者に協議を申し出る場合がある。この場合、受託者は、委託料の範囲内において仕様の変更に応じること。

## 7 業務実施体制

- (1) 受託者は、本業務を円滑に行うため、本業務の実施責任者及び実施責任者に準ずる者をあらかじめ1名ずつ選任し、県へ報告すること。なお、実施責任者及び実施責任者に準ずる者に変更がある場合は、あらかじめ県の承諾を得ることとし、業務状況について定期的に報告すること。
- (2) 県からの緊急を要する対応に、実施責任者が対応することができない場合は、実施責任者に準ずる者が対応できるよう、緊急時の管理体制を整えておくこと。
- (3) 県は、業務担当者について、業務の実施に著しく不相当と認められるときは、受託者に対して、理由を明示して変更を求めることができる。

## 8 再委託の可否

- (1) 受託者は委託業務遂行において、一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、県が業務を効率的に行う上で必要と認めるときは、委託業務の一部を委託することができる。
- (2) 本事業の一部を第三者に委託し、または請け負わせる場合は、委託契約書に基づき、あらかじめ県に対し、再委託先ごとの業務内容、再委託先の名称、代表者氏名、業務実施体制、責任者及びその他必要な事項を書面により報告し、承諾を得なければならない（コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理など簡易な業務を再委託する場合を除く。）。ただし、総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分や受託者が本契約にかかる事務又は委託事業の全部を一括して委託することはできない。

- (3) 受託者は、業務を再委託及び再々委託等（以下、「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等をした第三者との契約関係及び再委託する内容を明確にしておくとともに、当該第三者に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。
- (4) 受託者は、業務を第三者に再委託等した場合は、当該第三者に対して、本仕様書及び契約書に定める受託者の義務と同等の義務を負わせるとともに、県に対して当該第三者のすべての行為及びその結果についての責任を負うものとする。

## 9 成果物

- (1) 受託者は、次の成果物を愛媛県へ提出すること。
- ・業務で作成した各種広報物
  - ・アンケート結果（ローデータを含む）
- (2) 受託者が本業務で制作した制作物の著作権及び使用権は、原則として、愛媛県に帰属する。
- (3) 受託者は、自らの責めに帰すべき理由による成果物の不良箇所等が発見された場合は、速やかに訂正又は補正その他処置を執るものとする。

## 10 その他留意事項

- (1) 善管注意義務  
事業実施に当たっては、善良なる管理者の注意をもって処理し、事業の目的を達成するために効率的に運営すること。
- (2) 関係法令の遵守  
受託者は関係法令等を遵守し、準備作業、運営管理に伴い生じる義務（安全確保義務を含む。）及び責任はすべて受託者の負担において措置すること。
- (3) 特許権等  
本事業を行うにあたり、特許権、著作権、肖像権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下、「特許権」という。）に関する紛争が生じないように、受託者が責任をもって調整すること。構成素材の手配及びそれに含まれる第三者の特許権等についての交渉、処理は受託者が行うこととし、その経費は契約金を含むこととする。県又は受託者が従前から所有していた写真等を使用する場合も、前記のとおりとする。第三者からの異議申立て、紛争の提起については、全て受託者の責任と費用負担で対応すること。
- (4) 著作権等  
ア 本事業により受託者が新たに制作する成果物に係る著作権（著作権法第21条から第28条までに定める権利をいう。）については、県に帰属するものとし、本事業により受託者が得られる成果物の著作者人格権（著作権法第18条から20条までに規定する公表権、氏名表示権及び同一性保持権をいう。）について、受託者は将来にわたり行使しないこと。

- イ 受託者は、県が成果物を使用するに当たり、その利用様態に応じて、サイズや色調等の変更又は一部を切り取ることをあらかじめ承諾するものとする。
- ウ 県が成果物を使用するに当たって、受託者を表示することを要しないものとする。
- エ 受託者は、本業務の実施に当たり、図画その他の著作物を使用する場合は、当該著作物に係る著作権、肖像権その他の権利を有する者に対し、著作物を県が無償で使用する旨の承諾を受託者の責任と負担において得るものとする。
- オ 前項において県が著作物を使用することができる期間は無期限とする。ただし、やむを得ず当該期間に期限を設定する場合は、事前に県の承諾を得るものとする。
- カ 受託者は、成果物に関する著作権について、納品前に第三者にこれを譲渡し、移転し、若しくは担保に供する等の処分をし、又は商標・意匠の出願・登録手続等を行わないこと。

(5) 個人情報の保護

本事業の実施に際して知り得た個人情報については、別記「個人情報取扱特記事項」を順守し、個人情報漏えい等の防止及びその他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じるとともに、当該業務の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(6) 秘密の保持

受託者及び本事業にかかわるものは、本業務に関して知り得た情報について、公にされている事項を除き、契約以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失、棄損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後も同様とする。

(7) 書類の保存

受託者は、委託料の支出について会計帳簿を備え、他の経理と区分して事業の支出額を記載し、委託料の使途を明らかにしておかなければならない。また、当該支出額について、その支出内容を証する書類を整備して、会計帳簿とともに事業の完了した日の属する年度の終了後5年間、保管しなければならない。

(8) 損害賠償

受託者は、本事業の遂行にあたり自己の責に帰すべき事由により県に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

また、受託者の行為により第三者その他に損害が生じた場合には、その賠償の責を負うものとする。

(9) 委託料の返還等

ア 本事業以外の用途に使用するなど、虚偽その他不正な手段等により委託料を受けた場合は、委託料の全部又は一部を返還させる。

イ 受託者の責めに帰すべき理由により、委託期間内に委託業務を完了しないと

き又は委託業務を完了する見込みがないと県が認めるとき、委託契約を解除し、委託料を支払わないこと、若しくは既に支払っている委託料を返還させ、又は損害賠償等を求めることがある。

(10) その他

本仕様書に定めのない事項その他本事業を遂行するにあたり調整や疑義が生じた場合は、その都度、提案書等に基づき、受託者と県が協議して定めるものとする。なお、協議により決定しない場合は、県の指示によるものとする。

上記に関わらず、明示のない事項にあっても、社会通念上必要と思われるものについては本委託業務において対応する。

## 個人情報取扱特記事項

### (基本的事項)

第1 乙は、個人情報保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の適切な管理を行わなければならない。

### (秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに第三者に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

2 乙は、この契約による業務に関わる責任者及び従事者に対して、在職中及び退職後において、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと、これに違反した場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定に基づき処罰される場合があることその他個人情報の適切な管理に必要な事項に関する研修をしなければならない。

### (保有の制限)

第3 乙は、この契約による業務を行うために保有する個人情報は、業務を達成するために必要な最小限のものにしなければならない。

### (安全管理措置)

第4 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は毀損（以下「漏えい等」という。）の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、この契約による業務の責任者及び従事者を定め、書面により甲に報告しなければならない。

3 乙は、責任者及び従事者を変更する場合は、事前に書面により甲に報告しなければならない。

4 乙は、従事者の管理体制及び実施体制並びにこの契約による業務で取り扱う個人情報の管理の状況についての検査に関する事項について書面により甲に報告しなければならない。

### (利用及び提供の制限)

第5 乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容を契約の目的以外の目的に利用し、又は提供してはならない。

### (複写、複製の禁止)

第6 乙は、この契約による業務を処理するために甲から提供された個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

### (再委託の禁止等)

第7 乙は、この契約による個人情報を取り扱う業務を第三者に委託（以下「再委託」という。）してはならない。

2 乙は、この契約による業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う個人情報の内容、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、業務の着手前に、書面により再委託する旨を甲に申請し、その承諾を得なければならない。

3 前項の場合、乙は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

4 乙は、再委託先に対して、再委託した業務の履行状況を管理及び監督するとともに、甲の求めに応じて、その管理及び監督の状況を適宜報告しなければならない。

5 前各項の規定は、再委託先が委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も、同様とする。

(派遣労働者利用時の措置)

第8 乙は、この契約による業務を派遣労働者に行わせる場合は、派遣労働者に対して、本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 乙は、甲に対して、派遣労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(資料等の返還等)

第9 乙は、この契約による業務を処理するため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

2 乙は、この契約による業務を処理するため乙自らが取得し、又は作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後速やかに、かつ確実に廃棄又は消去するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(個人情報の運搬)

第10 乙は、この契約による業務を処理するため、又は業務完了後において個人情報が記録された資料等を運搬するときは、個人情報の漏えい等を防止するため、乙の責任において、確実な方法により運搬しなければならない。

(実地検査)

第11 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の管理体制、実施体制及び管理の状況等について、随時実地に検査することができる。

(指示及び報告等)

第12 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、乙に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

(事故時の対応)

第13 乙は、この契約による業務に関し個人情報の漏えい等の事態が生じ、又は生じたおそれがあることを知ったときは、その事態の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに甲に対して、当該事態に関わる個人情報の内容、件数、原因、発生場所及び発生状況を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。

(損害賠償)

第14 乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約による業務の処理に関し、個人情報の取扱いにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先又は派遣労働者の責めに帰する事由により甲又は第三者に損害を与えたときも同様とする。

(契約の解除)

第15 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。